

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

|             |   |
|-------------|---|
| 行政処分等の年月日   | 令和元年12月13日  |
| 事業者の氏名又は名称  | 有限会社大和運輸(法人番号2490002010995)(代表者 田辺康弘)   |
| 事業者の所在地     | 高知県高岡郡四万十町大正北ノ川171-5  |
| 営業所の名称      | 窪川営業所   |
| 営業所の所在地     | 高知県高岡郡四万十町榊山町571-2  |
| 行政処分等の内容    | 輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告   |
| 主な違反の条項     | 貨物自動車運送事業法第17条第1項、第4項   |
| 違反行為の概要     | <p>令和元年7月12日及び同年8月23日、死亡事故を端緒として監査を実施したところ、5件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(安全規則第3条第6項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(4)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(5)新たに雇い入れした運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項)</p> |
| 当該違反点数(営業所) | 5点  |
| 違反点数(事業者)   | 5点  |

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

|             |   |
|-------------|---|
| 行政処分等の年月日   | 令和元年12月18日  |
| 事業者の氏名又は名称  | 藍園陸運有限会社(法人番号5480002011397)(代表者 近藤伸一郎)  |
| 事業者の所在地     | 徳島県板野郡藍住町東中富字舩傍示19-4  |
| 営業所の名称      | 本社営業所   |
| 営業所の所在地     | 徳島県板野郡藍住町東中富字舩傍示19-4  |
| 行政処分等の内容    | 輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告   |
| 主な違反の条項     | 貨物自動車運送事業法第17条第1項、第4項   |
| 違反行為の概要     | <p>令和元年7月18日及び同年8月6日、労働局からの通報を端緒として監査を実施したところ、5件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(2)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(4)新たに雇い入れした運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切だったこと(安全規則第10条第2項)</p> <p>(5)新たに雇い入れした運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項)</p> |
| 当該違反点数(営業所) | 2点  |
| 違反点数(事業者)   | 2点  |

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。